

京都市上下水道企業管理規程第12号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

別表第1課長，所長及び場長の項に次の3号を加える。

- (9) ガス，電気，電話料金等定例の経費の支出に関する事。
- (10) 1件100,000円以下の別に定める支出に関する事。
- (11) 別に定める単価契約済の物件，労力その他の調達契約に関する事。

別表第1課長（組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課長に限る。）の項中第4号から第6号までを削る。

別表第2総務部長の項中第20号から第24号までを削り，同項第25号中「条例」を「京都市地域水道の管理に関する条例（京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準用する場合を含む。次号から第23号までにおいて「条例」という。）」に改め，同号を同項第20号とし，同項中第26号から第28号までを5号ずつ繰り上げ，第29号から第31号までを削り，同項第32号中「京北下水道条例」を「京都市京北特定環境保全公共下水道条例」に改め，同号を同項第24号とし，同項中第33号から第35号までを削り，同表第2地域水道課長の項に次の11号を加える。

- (2) 京都市地域水道の管理に関する条例（京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準用する場合を含む。次号から第6号までにおいて「条例」という。）第3条及び第7条による承認に関する事。
- (3) 条例第4条による水道メーターの設置に関する事。

- (4) 条例第8条による設計の審査に関すること。
- (5) 条例第9条による完了検査に関すること。
- (6) 条例第13条による使用水量の決定に関すること。
- (7) 京都市京北地域水道の管理に関する条例（次号において「京北水道条例」という。）第4条による給水用具の構造及び材質の指定に関すること。
- (8) 京北水道条例第8条及び第9条による使用水量の決定に関すること。
- (9) 京都市京北特定環境保全公共下水道条例（次号から第12号までにおいて「京北下水道条例」という。）第4条による排水管の内径等の決定に関すること。
- (10) 京北下水道条例第6条による清掃に関すること。
- (11) 京北下水道条例第16条による排出量の認定に関すること。
- (12) 京北下水道条例第17条による装置の設置に関すること。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（上下水道局総務部総務課）